平成２６年（フ）第１３８９号
福岡市東区城浜団地25番105号
債務者　鶴田　國彦
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３９９号
福岡県宗像市陵厳寺４丁目６番11―312号
債務者　高野　一郎
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４０８号
福岡市城南区堤団地13番106号
債務者　坂田　友子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３６号
宮崎県日南市吾田西１丁目３番37号
債務者　門川　洋佑
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
宮崎県日南市南郷町中村乙4906番地５
債務者　岩重　拓朗
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第２４４号
鹿児島県鹿児島市坂之上４丁目19番23号
ニューコーポひがし201号
債務者　大山　好江
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２８６号
鹿児島県鹿児島市上之園町16番地15　小森園マンション201号
債務者　梶原　　茜
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
山梨県甲府市元紺屋町60番地　聖ヨゼフ寮
債務者　望月千枝子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
長野県松本市大字新村78番地４　百瀬方
債務者　武居　博之
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４４号
滋賀県米原市米原742番地１
債務者　角田ふみえ
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
大分市大字鶴崎538番地
債務者　宇田貴美枝
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３９０号
千葉県我孫子市布佐平和台６丁目３番23号
債務者　齊藤　　守
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４１９号
千葉県流山市江戸川台東２丁目241番地　ハイネスアザレア101
債務者　太田　英明
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４４０号
千葉県柏市豊住１丁目３番14―311号
債務者　額賀　正嗣
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１３６３号
名古屋市中村区上米野町４丁目14番地
債務者　高橋　敏秀
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４０１号
愛知県瀬戸市原山台７丁目４番201号
債務者　長江ひろみ
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１３号
滋賀県近江八幡市西本郷町264番地17
債務者　内堀　秀治
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大津地方裁判所彦根支部